

# ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.438

平成24年2月20日発行



イメージキャラクター  
ゆうぞう

掲載記事の詳細については、ホームページをご覧ください。コールセンターへご照会ください。  
(電話番号等は最終ページに記載しています)

- お子様がお生まれになったときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。
- ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに組合員証又は被扶養者証(カード)を共済センターに返却してください。

ゆうせい共済No.437に誤りがありました。お詫びの上、訂正します。

P.6「家族の被扶養者証(カード)の発行基準をお知らせします」

1 年間収入

(正) 59歳以下の障害年金受給者

(誤) 59歳未満の障害年金受給者

## INDEX

### ご退職される皆さまへ

ご退職を迎えられる皆さま、長い間の勤務大変お疲れさまでした。

退職に伴い、日本郵政共済組合に提出が必要な書類、手続等をご案内します。

ご一読の上、ご活用ください。

- ① 退職後の医療保険について……………P 2
- ② 任意継続組合員には届出がないとダメ!……………P 2
- ③ 任意継続組合員の方に「宿泊施設利用手帳」を交付します……………P 3
- ④ 任意継続組合員の資格喪失証明書を送付します……………P 3
- ⑤ 資格を喪失したら、組合員証は必ず返却してください……………P 4
- ⑥ 退職時に貸付金残高がある方へのご案内……………P 4
- ⑦ 3月末退職者の「みらい」の手続について……………P 5
- ⑧ 退職の際は共済年金の届出を忘れずに……………P 6
- ⑨ 退職後の氏名又は住所の変更手続について……………P 8
- ⑩ 退職された方に資格喪失証明書を送付します……………P 9

### 共済組合からのお知らせ

- ⑪ 被扶養者の資格確認において多くみられる照会事例……………P 9
- ⑫ 特定健康診査受診券等の有効期限のご案内……………P 10
- ⑬ 平成24年度送金スケジュール……………P 10

日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など……………P 12

# 退職後の医療保険について

退職後は共済組合員の資格を喪失するため、何らかの公的医療保険に加入していただく必要があります。

- ① 任意継続組合員(日本郵政共済組合)  
※ 共済組合の任意継続組合員となることを希望する場合は、申出書を提出し、決められた期限までに掛金を納付する必要があります。
- ② 社会保険(再就職先の健康保険組合等)
- ③ 国民健康保険(お住まいの市区町村)
- ④ ご家族(配偶者・子など)の被扶養者(ご家族の健康保険)

## 選択のポイント

- ア** どの公的医療保険も、医療費の自己負担額は3割。
- イ** 任意継続組合員制度は、附加給付など他の公的医療保険にはない制度がある。
- ウ** ご家族の被扶養者になると、掛金なし。ただし、家族の健康保険組合等の認定条件がある。
- エ** 退職直後は、前年の収入が影響して国民健康保険の保険料(税)は、割高となることが多い。
- オ** 退職して1年経って前年の収入が減少すると、国民健康保険の保険料(税)は下がる場合がある(任意継続組合員となっていた方は、この時に任意継続組合員をやめて、国民健康保険に加入することもできます)。  
※ **エ オ** は個人によっては、必ずしも当てはまりません。

**(注) 各医療保険制度には申請期限がありますので、早めに検討してください。**

《被扶養者・任継担当》

## 任意継続組合員には届出がないとできません!

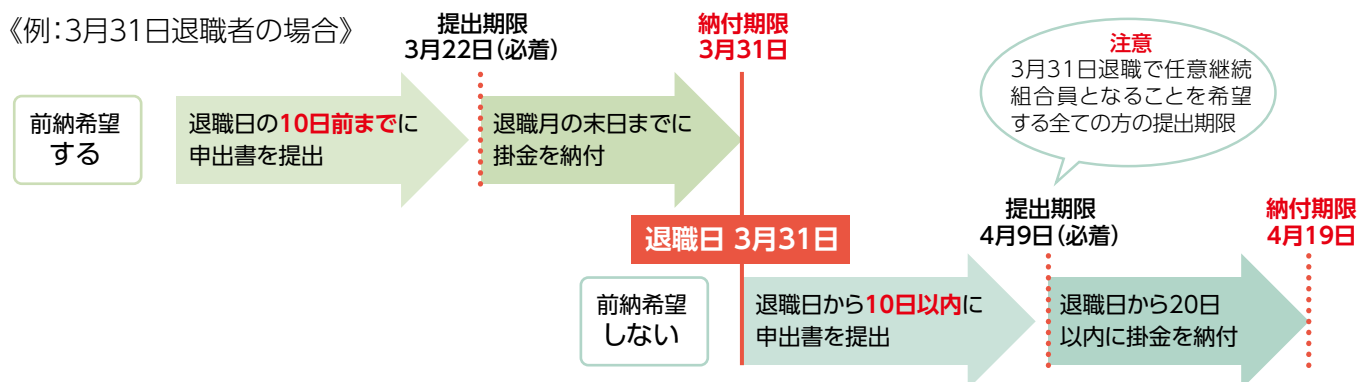
退職日から起算して20日以内に「任意継続の申出」と「掛金の払込み」を行っていただくため「任意継続組合員となるための申出書」は退職日から**10日**(10日目が土・日・祝日の場合は前営業日)**以内**に共済センター任継担当へ提出してください。

なお、退職月の翌月から掛金の前納割引を希望する人は、退職月の末日まで(3月退職者は3月31日まで)に掛金を納付する必要があるため、必ず退職日の**10日**(10日前が土・日・祝日の場合は前営業日)**前**までに「任意継続組合員となるための申出書」を共済センター任継担当へ提出してください。

### 注意

- 1 任意継続組合員となる手続は、郵便局、支店等へ提出されても処理されません。**必ずご自分で直接共済センターへ送付してください。**
- 2 退職日の翌日に再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格は喪失しませんので、任意継続組合員にはなれません。引き続き現在持っている組合員証を使用してください。

《例:3月31日退職者の場合》



# 任意継続組合員の方に「宿泊施設利用手帳」を交付します

## 1 交付対象者

日本郵政共済組合の組合員期間が20年以上で退職し、任意継続組合員となった方に「かんぼの宿・KKR宿泊施設利用手帳(利用カード2枚)」(以下「利用手帳」といいます。)を交付しています。

## 2 利用手帳交付請求

様式「かんぼの宿・KKR宿泊施設利用手帳請求書」に記入し、共済センター助成担当へ送付してください。様式は、ホームページから印刷するか、コールセンターへ請求してください。

## 3 利用対象者及び利用方法等

- (1) 利用対象者  
任意継続組合員及びその被扶養者
- (2) 利用方法  
利用宿泊施設で、チェックイン時に利用手帳及び割引を受ける方全員の組合員証(カード)を提示します。
- (3) 利用宿泊施設

宿泊施設	割引金額
かんぼの宿・かんぼの郷	1人1泊につき利用カード1枚 5,000円まで割引利用できます。
ラフレさいたま	
KKRホテルズ&リゾート (国家公務員共済組合連合会)	1人1泊(1回)につき利用カード1枚 5,000円まで割引利用できます。

- (4) 有効期限  
退職日から2年間  
(注) 有効期限内であっても、任意継続組合員の資格を喪失した方又は被扶養者の認定を取り消された場合の被扶養者の方は利用できません。なお、この場合は返却の必要はありません。また有効期限内に利用しなかった及び紛失してしまった等の場合でも、利用手帳の再発行は行いません。

《助成担当》

## 任意継続組合員の資格喪失証明書を送付します

平成24年3月で任意継続組合員期間が満了となる方には、3月中に「資格喪失証明書」をご自宅に発送します(自動発行しますので、申請は不要です)。

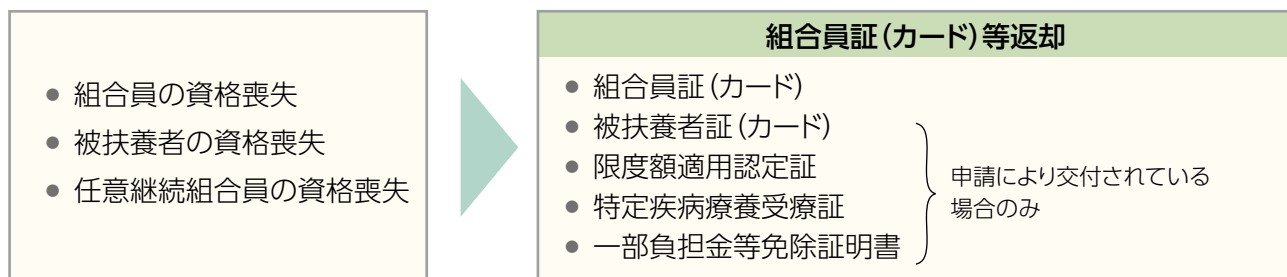
(注) 期間満了者以外の方が任意継続組合員の資格喪失証明書を必要とする場合は、「任意継続組合員ではなくなることの申出書」及び「証明書発行申請書」を共済センター任継担当に提出してください。

《任継担当》

# 資格を喪失したら、組合員証は必ず返却してください

## 資格喪失後は、組合員証（カード）を使用することはできません。

資格喪失後、医療機関で組合員証（カード）を使用していた場合は、共済組合が負担した医療費を全額返還していただくこととなりますので注意してください。



右図のように証明①部分にハサミを入れて、共済センターへ返却ください。  
切り取った①部分は、返却せず、ご自分で処分してください。



### 注意

- 1 任意継続組合員に加入した場合は、任意継続組合員証（被扶養者分を含む）が送付されるまでの間、現在使用の組合員証（カード）を使用できませんが、任意継続組合員証を受領後は速やかに返却してください。
- 2 退職日の翌日に再雇用フルタイム社員となる場合は、共済組合員の資格を喪失しないため引き続き組合員証（カード）を使用してください。

※ 返却先は勤務先ではありません。必ず共済センター被扶養者・任継担当へ返却してください。

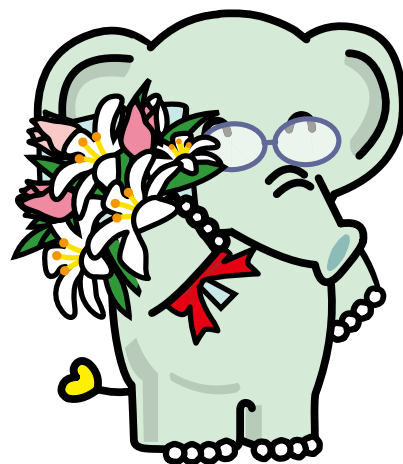
《被扶養者・任継担当》

## 退職時に貸付金残高がある方へのご案内

退職日現在に共済貸付・財形貸付の貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、**個別の手続きは必要ありません。**

なお、退職手当から貸付金残高の全額を一括控除できない場合は、別に払込通知書を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局で払い込んでください。

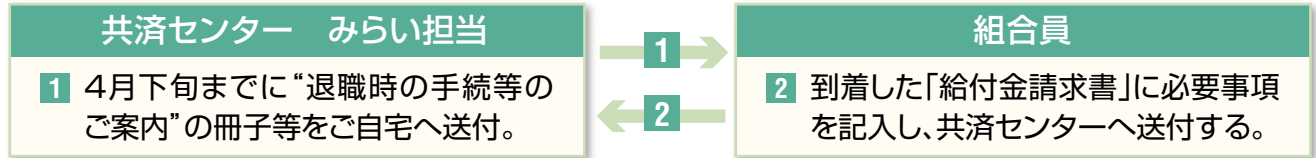
《貸付担当》



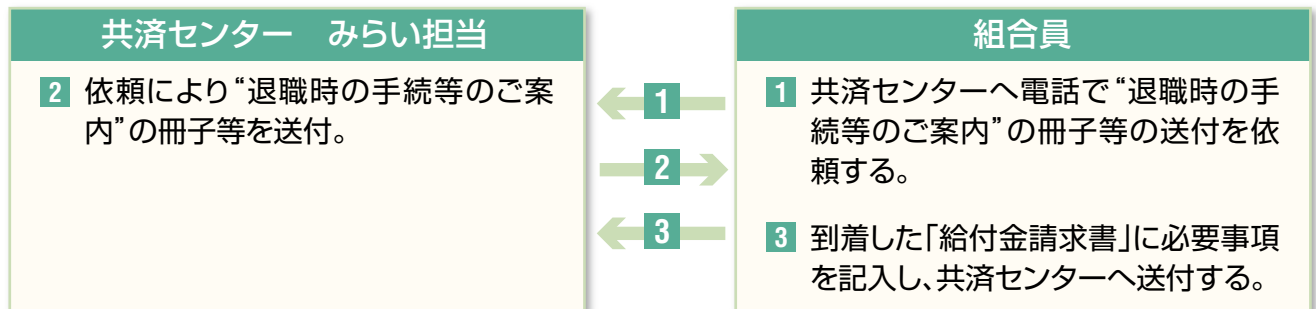
# 3月末退職者の「みらい」の手続について

退職時の団体積立年金保険「みらい」の手続は、次のとおりです。

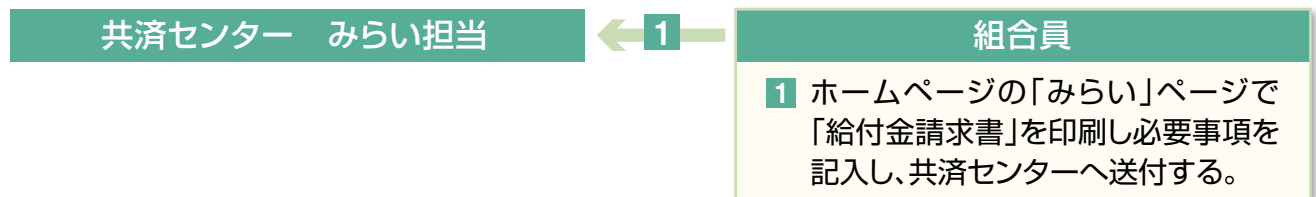
## ● 〈50歳以上の方〉



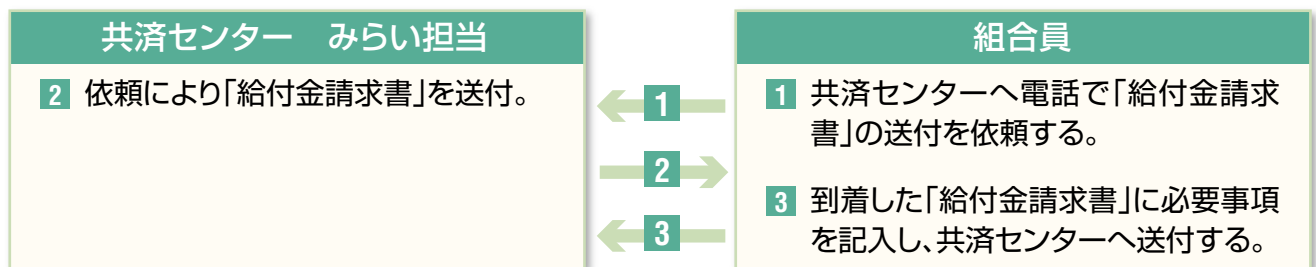
## ● 早めに手続をされたい方



## ● 〈50歳未満の方〉



## ● ホームページをご覧になれない方



**参考** 3月末以外に退職する方 …………… 上記の〈50歳未満の方〉と同じ手続となります。

退職日の翌日に再雇用フルタイム勤務社員となられる方(共済組合員の資格を喪失しない方)であっても、団体積立年金保険「みらい」は継続できませんので、退職時の手続が必要となります。

## ○ 一時金の送金の目安

一時金として受け取る場合、請求書が毎月20日までに共済センターみらい担当へ到着した分は、翌月中旬～下旬の送金予定となります。請求書に不備がある場合は、送金が遅れますので注意してください。

★ 給付金の受取方法等のご相談は、明治安田生命保険相互会社へ照会してください。


Tel.0120-165-660(9:30～17:30 土日祝日を除く)

《みらい担当》

# 退職の際は共済年金の届出を忘れずに

## 60歳未満で退職する方へ

A. 退職の場合  
(B、Cの場合を除く)




- 1 退職届
- 2 退職事由等に関する申告書(※)

B. 退職時に障害共済年金決定済み



- 1 退職届
- 2 退職事由等に関する申告書(※)
- 3 障害共済年金受給権者退職届
- 4 障害共済年金証書(原本)  
…など

C. 退職した翌日に、引き続き地方公務員へ




- 1 転出届
- 2 退職事由等に関する申告書(※)

☆ 60歳未満で退職する方は、任意継続組合員となる場合であっても、共済年金の適用期間を登録するため、退職後速やかに退職届等を共済センター年金担当あてに送付してください。

## 60歳以上で退職する方へ


D. 在職中に年金決定している場合



退職後に「退職共済年金改定請求書(退職改定用)」を送付してください。

- 1 退職共済年金改定請求書類
- 2 退職事由等に関する申告書(※)
- 3 退職共済年金証書(原本)

…など



**退職共済年金改定請求書(退職改定用)**

<small>国民年金番号(印)</small>	<small>国民年金番号(印)</small>	<small>国民年金番号(印)</small>	<small>国民年金番号(印)</small>	<small>国民年金番号(印)</small>	<small>国民年金番号(印)</small>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<small>※ 国民年金番号は、国民年金法第15条第3項第2号の規定により、2018年10月31日までに提出した届出が有効です。</small>					
<small>※ 国民年金番号は、国民年金法第15条第3項第2号の規定により、2018年10月31日までに提出した届出が有効です。</small>					
<small>※ 国民年金番号は、国民年金法第15条第3項第2号の規定により、2018年10月31日までに提出した届出が有効です。</small>					
<small>※ 国民年金番号は、国民年金法第15条第3項第2号の規定により、2018年10月31日までに提出した届出が有効です。</small>					

氏名	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
性別	生年	生月	生日	生年	生月	生日	生年
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※ 性別は「男」「女」から選択してください。

※ 生年・生月・生日は、西暦で入力してください。

退職年月日 平成 年 月 日

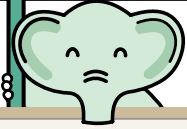
備考欄

-1-

今年度末に定年退職する方で、在職中に年金の請求を済ませている方には、改定請求書類を3月中旬頃お届けする予定です。

6 ゆうせい共済

E. 誕生日から退職予定日(3.31)までの期間が  
4か月未満(12月生~3月生まで)の場合



退職後に「退職共済年金決定請求書(新規用)」を  
送付してください。

- 1 退職共済年金新規請求書類
- 2 退職事由等に関する申告書(※)
- 3 雇用保険被保険者証の写し
- 4 年金加入期間確認通知書 …など

今年度末に定年退職する方には、年金請求書類を3月中旬頃お届けする予定です。

(※) AからEの手に添付する「退職事由等に関する申告書」は、退職日以降の日付で所属長等が証明しているものを提出してください。

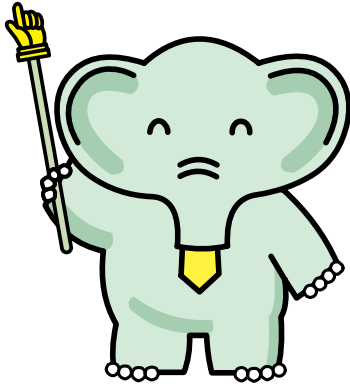
☆ 請求内容や退職後の状況によって、他にも必要な添付書類があります。

☆ 次に該当する方は、退職時のAからEの手続は必要ありません。

退職した翌日に、引き続き

- 他の共済組合(地方公務員を除く)に加入する方(加入先に日本郵政共済組合に加入していたことを申し出てください)
- 再雇用フルタイム勤務社員となる方(共済組合員の資格が継続しますので、再雇用フルタイム勤務が終了したときに、前記D又はEの手続をしてください)

再雇用フルタイム  
勤務社員になる人は、  
在職中に年金請求を  
しよう!



《年金担当》

## ● 退職後の年金加入

退職後、60歳までは全員いずれかの年金制度に加入することとなります。

退職後のライフスタイル	制度	備考
再雇用フルタイム勤務社員 公務員など	共済年金	●60歳未満の被扶養配偶者は、退職前と同じく国民年金第三号被保険者となります
民間企業で勤務	厚生年金	●条件を満たせば厚生年金も受給可能となります
期間雇用社員*として 日本郵政グループで勤務		●60歳未満の被扶養配偶者は、退職前と同じく国民年金第三号被保険者となります ●厚生年金は原則70歳まで加入できます
自営業・短期アルバイト	国民年金	●65歳からの基礎年金受給の際、国民年金+厚生年金+共済年金の加入期間が40年で満額受給となります
無職		●60歳までは国民年金第一号被保険者として必ず加入します。ただし、「共済年金又は厚生年金加入中の配偶者」の被扶養者になる場合は、国民年金第三号被保険者となります。 ●「退職された方の被扶養配偶者」も国民年金第一号被保険者となるための加入手続が必要です ●不足する期間を満たすため65歳まで任意加入が可能です ●国民年金加入の手続は、退職の翌日から14日以内に行ってください

\* 期間雇用社員について、加入条件を満たさない場合は厚生年金保険に加入できません。なお、厚生年金保険の加入資格については、勤務先に確認してください。

《年金担当》

## 退職後の氏名又は住所の変更手続について

退職後、国家公務員共済組合連合会 (KKR) 又は日本年金機構から「年金の請求手続を勧奨するための案内状等」が送付されます。これらの送付物が正しい氏名・住所あてに送付されるようにするため、退職後、年金を受給するまでの間に氏名又は住所を変更した場合は、**1**及び**2**のとおり変更手続をしてください。

なお、任意継続組合員の方はこれらの手続に加え「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を共済センター標準報酬担当に提出してください。

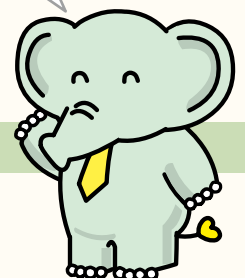
### 1 国家公務員共済組合連合会 (KKR) への手続

「住所・氏名変更届」の提出

送付先：国家公務員共済組合連合会年金部資格管理課  
〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎  
電話 03-3265-8141 (代表)

※ 様式等の詳細は、KKRへお問い合わせください。

氏名、住所変更手続を行わないと郵便物が届かない場合がありますので注意してください。



### 2 日本年金機構への手続

氏名又は住所の変更手続を最寄りの年金事務所で行ってください。

※ 詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

《標準報酬担当》



# 退職された方に資格喪失証明書を送付します

退職された方には「資格喪失証明書」を自動的にご自宅に送付しますので、退職後に必要な手続を行う時にご使用ください。

「資格喪失証明書」の発送は、退職日の約1週間後となります。

退職日の翌日のライフスタイル	退職後に必要な手続等
<ul style="list-style-type: none"><li>・再雇用短時間勤務社員</li><li>・自営業・短期アルバイト</li><li>・年金受給者等の未就業の方</li></ul>	国民健康保険への加入手続 (注)任意継続組合員となる場合は不要 国民年金への加入手続 (注)退職時60歳未満の場合は必須 ※被扶養配偶者も上記手続が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・再雇用フルタイム勤務社員</li><li>・エキスパート及びパートタイマー等の期間雇用社員</li><li>・民間企業の正社員等</li><li>・公務員</li></ul>	手続不要 ※再就職先で健康保険や厚生年金等に加入します。 ※「資格喪失証明書」は不要ですので、破棄してください。

## 注意

- 1 退職日の翌日に再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格を喪失しません。「資格喪失証明書」は不要ですので、破棄してください。
- 2 任意継続組合員制度は医療保険のみの制度です。任意継続組合員になっても退職時の組合員又は被扶養配偶者の年齢が60歳未満の場合は、国民年金第1号被保険者への加入手続が必要です。
- 3 就業状況が「労働時間が1日6時間・週30時間以上、雇用期間が2か月以上」のときは、原則、再就職先で健康保険等に加入します。

《標準報酬担当》

## 被扶養者の資格確認において多くみられる照会事例

平成23年9月から共済センターにて実施している「平成23年度被扶養者の資格確認」において、多くみられる照会事例をまとめました。

「共済組合員調書」を送付後、共済センターへ寄せられた照会のうち、特に多かったものは次のとおりです。

- (1) 別居している被扶養者に対し、送金が必要なことを知らなかった!
  - ➡ パート、アルバイト、年金受給等により被扶養者に収入がある場合は、その収入を上回る額の送金が必要です。
  - ⚠ 被扶養者に収入がないからといって、送金が不要なわけではありません。
    - ➡ 被扶養者の生計を維持するための送金が必要です。詳細はコールセンターへご照会ください。
- (2) 通勤費は非課税だから収入に含まれないと思っていた!
  - ➡ 通勤費は収入額に含まれます。
  - また、ボーナスや年に数回しか支給されない手当も全て収入に含まれます。
- (3) 試用期間中は無条件で扶養し続けられると思っていた!
  - ➡ 採用時の雇用条件通知書等で給与支給総額が月額108,334円以上(130万円÷12か月)支給されることが明らかな場合は、採用日から認定の取消しとなります。また、給与支給総額に変動があり、連続する3か月の平均額が108,334円以上となり、その状態が引き続くと思込まれる場合も、認定の取消しとなります。

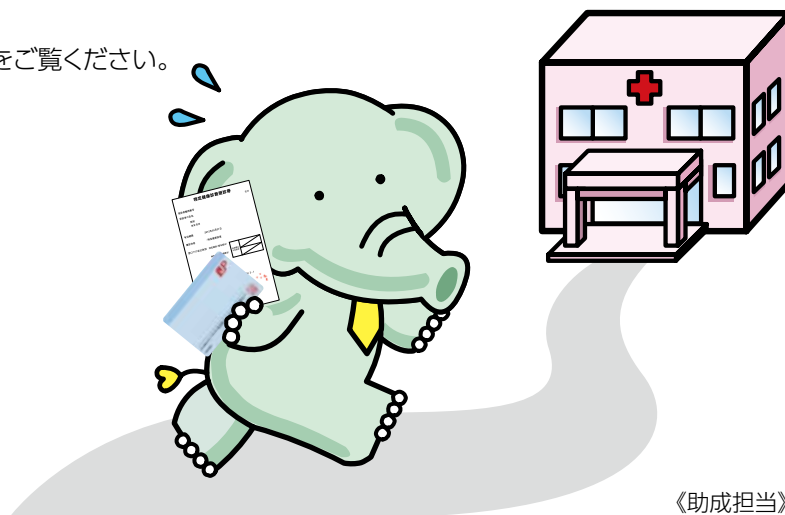
《被扶養者・任継担当》

## 特定健康診査受診券等の有効期限のご案内

昨年6月に対象者全員に「特定健康診査受診券」を配付しましたがもう受診されましたか？ 受診券の有効期限は平成24年3月31日です。**受診料は無料**ですので、受診されていない方は、ぜひ受診しましょう。

また、特定健康診査(いわゆる「メタボ健診」)の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方には「特定保健指導利用券」を送付しています。利用券の有効期限も平成24年3月31日ですのでご注意ください(利用の際には3割の自己負担があります)。

※ 詳しくは受診券及び利用券に同封の案内冊子をご覧ください。



《助成担当》

## 平成24年度送金スケジュール

貸付、短期給付及び検診助成等の送金スケジュールをお知らせいたします。

※ いずれも請求書類等に不備がない場合のスケジュールです。

希望の送金日の締切日までに書類が到着するように送付してください。

### 貸付金送金スケジュール

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
2月23日(木)	4月5日(木) 〈4月第1回〉	6月25日(月)	8月6日(月) 〈8月第1回〉	10月24日(水)	12月5日(水) 〈12月第1回〉
3月9日(金)	4月20日(金) 〈4月第2回〉	7月9日(月)	8月20日(月) 〈8月第2回〉	11月8日(木)	12月20日(木) 〈12月第2回〉
3月27日(火)	5月10日(木) 〈5月第1回〉	7月26日(木)	9月5日(水) 〈9月第1回〉	11月22日(木)	1月10日(木) 〈1月第1回〉
4月5日(木)	5月21日(月) 〈5月第2回〉	8月9日(木)	9月20日(木) 〈9月第2回〉	12月3日(月)	1月21日(月) 〈1月第2回〉
4月20日(金)	6月5日(火) 〈6月第1回〉	8月24日(金)	10月5日(金) 〈10月第1回〉	12月18日(火)	2月5日(火) 〈2月第1回〉
5月10日(木)	6月20日(水) 〈6月第2回〉	9月7日(金)	10月22日(月) 〈10月第2回〉	1月8日(火)	2月20日(水) 〈2月第2回〉
5月25日(金)	7月5日(木) 〈7月第1回〉	9月24日(月)	11月5日(月) 〈11月第1回〉	1月22日(火)	3月5日(火) 〈3月第1回〉
6月8日(金)	7月20日(金) 〈7月第2回〉	10月10日(水)	11月20日(火) 〈11月第2回〉	2月6日(水)	3月21日(木) 〈3月第2回〉

※ 申込締切日は、共済センターへ書類が到着する日

○ 書類の送付先:貸付担当

## 短期給付金送金スケジュール

請求締切日等		送金予定日
【高額療養費・一部負担金払戻金等】 《医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書(レセプト)に基づき算定し支給するため、請求書の提出が不要であるもの。》 <毎月1回送金>	【左記以外の短期給付金】 《結婚手当金、埋葬料等の請求書の提出が必要であるもの。》 <毎月2回送金>	
平成23年12月診療 ※平成24年2月に共済組合へ到着したレセプト	3月 5日(月)までに共済センターへ請求書が到着したもの	4月 5日(木)
	3月 19日(月) //	4月 20日(金)
平成24年1月診療 ※平成24年3月 //	4月 5日(木) //	5月 10日(木)
	4月 20日(金) //	5月 21日(月)
平成24年2月診療 ※平成24年4月 //	5月 2日(水) //	6月 5日(火)
	5月 18日(金) //	6月 20日(水)
平成24年3月診療 ※平成24年5月 //	6月 5日(火) //	7月 5日(木)
	6月 20日(水) //	7月 20日(金)
平成24年4月診療 ※平成24年6月 //	7月 5日(木) //	8月 6日(月)
	7月 20日(金) //	8月 20日(月)
平成24年5月診療 ※平成24年7月 //	8月 3日(金) //	9月 5日(水)
	8月 20日(月) //	9月 20日(木)
平成24年6月診療 ※平成24年8月 //	9月 5日(水) //	10月 5日(金)
	9月 20日(木) //	10月22日(月)
平成24年7月診療 ※平成24年9月 //	10月 5日(金) //	11月 5日(月)
	10月19日(金) //	11月20日(火)
平成24年8月診療 ※平成24年10月 //	11月 5日(月) //	12月 5日(水)
	11月20日(火) //	12月20日(木)
平成24年9月診療 ※平成24年11月 //	12月 5日(水) //	1月 10日(木)
	12月20日(木) //	1月 21日(月)
平成24年10月診療 ※平成24年12月 //	1月 4日(金) //	2月 5日(火)
	1月 18日(金) //	2月 20日(水)
平成24年11月診療 ※平成25年1月 //	2月 5日(火) //	3月 5日(火)
	2月 20日(水) //	3月 21日(木)

○ 送金予定日

共済組合に到着した請求書等に不備があった場合及び共済組合に登録されている送金先口座情報とゆうちょ銀行の口座が一致しない場合は当該送金予定日に送金されないことがあります。

○ 請求書の提出を要しない高額療養費・一部負担金払戻金等の送金予定日

一般的に医療機関から共済組合へのレセプトの到着は診療月から2か月後になりますが、レセプトの到着が遅れている場合や公費との精算が必要な場合等は送金が遅れることがあります。

○ 送金されたことの確認

送金予定通知及び送金済通知は行っていません。短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の通帳に口座名称(送金元の名称)が「郵政共済 短期経理」と印字されますので、通帳への印字をもって共済組合から送金されたことを確認してください。

○ 書類の送付先:給付担当

## 検診費等助成金送金スケジュール

助成請求項目		請求締切日(注1)	送金予定日		
1	人間ドック検診費助成請求書	毎月25日までに 共済センターへ 請求書が到着したもの	翌月20日 (注2)		
2	がん検診費等請求書				
3	脳ドック検診費請求書				
4	社内レクリエーション助成請求	レクリエーション実施後 10日以内	請求書が到着した月の 翌々月の5日まで(注4)		
5	サークルレクリエーション助成	仮払い	仮払い請求	仮払い希望日の 1か月前まで	仮払い希望日 (毎週金曜日)
			仮払いの精算 請求(注3)	レクリエーション実施後 10日以内	請求書が到着した月の 翌々月の5日まで(注4)
			立替払い請求		

(注1) 記入・押印漏れ、添付書類の不足等の不備がなかった請求書に限ります。

(注2) 土日祝日の場合は翌営業日

(注3) 仮払いの精算請求は、仮払い請求の助成金額に精算が生じない場合も、助成担当あて必ず提出してください。

(注4) 5月、1月は10日まで

○ 書類の送付先:助成担当

## 日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など

### 1 電話によるお問い合わせは

**日本郵政共済組合コールセンター 電話番号:0120-97-8484**

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

### 2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

**日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>**

皆さまから寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申し出は、コールセンターで受け付けます。

**日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>**

自宅にパソコンがないなど、ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※ QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



### 3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済」を参照してください)

※ 郵送料は組合員負担となります。